

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定した年月日

令和5年1月17日

2. 認定事業再編事業者名

名古屋青果株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

名古屋青果株式会社（以下、「名古屋青果」という。）は1631年に青果物問屋として創業、1947年に会社設立し、名古屋市が開設した中央卸売市場で野菜・果物などの青果物の卸売業務を中心に業務を展開しており、2017年には地方卸売市場「名古屋西流通センター」の敷地内に「農産セットセンター」を開設するなど、流通拠点を拡大しながら、全国各地の農産物生産者や出荷団体から売買委託を受けた青果物の安定供給を行い、国内農業の発展に貢献してきた。

近年の我が国の青果物流通の状況としては、多様化した消費者ニーズと流通構造の変化により、大きな変革の時期にあるものの、名古屋青果が青果物卸売業を営む名古屋市中央卸売市場本場は、名古屋市中心部に位置し、青果部と水産部を有する狭隘な卸売市場であり、青果物卸売業者2社が手狭なスペースの中で業務を行っており、加工施設や流通施設の設置は困難な状況にある。

名古屋西流通センター株式会社は愛知県海部地域の地元7市町村等が出資する、準公設の青果物卸売市場「名古屋西流通センター」を開設しているが、地方卸売市場は産地、量販店の大型化や少子高齢化を伴う人口減少が進む中、集荷力の維持・強化や経営体質の強化が必要不可欠となっている。

そこで、今回、名古屋青果が名古屋西流通センター株式会社の全株式を取得することにより事業を再編することとした。これにより、名古屋青果は「名古屋西流通センター」の開設者となって、「名古屋西流通センター」及び「農産セットセンター」の施設拡充などに機動的に取り組むことで、生産性の向上や付加価値向上などを図るほか、狭隘な名古屋市中央市場本場から30分程の立地をいかした名古屋青果の物流センターとしての機能も持たせ、集荷力、販売力のさらなる強化が可能となる。

(2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標、生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

① 農産物流通等の合理化に関する目標

名古屋西流通センター株式会社の子会社化を機に、名古屋市中央市場本場と「名古屋西流通センター」への出荷の合積みなど名古屋青果株式会社がこれまで構築してきた全国の生産者や生産団体とのつながりや物流体制を活かして物流コストの低減を図り、集荷力の強化・物流の効率化に取り組む。また、「名古屋西流通センター」の冷蔵保管機能を高める施設の増強や一部日配品も含めた物流施設、食品残渣処理施設・食品専用冷凍施設など、当該地域の付加価値流通の高度化・食品流通関連付帯施設等の導入誘致の検討を進める他、「農産セットセンター」の増強を行いながら、加工による付加価値向上、需給調整機能による価格安定機能を発揮し、「名古屋西流通センター」における「農産セットセンター」の国産青果物の取扱額を6億円（令和3年度）から8億円（令和8年度）まで増加させ、生産者の販売機会の確保や所得向上、経営の安定・発展に貢献する。

② 生産性の向上に関する目標

令和8年度（R9/3期）には令和3年度（R4/3期）に比べて有形固定資産回転率を1.3ポイント向上させる。

③財務内容の健全性の向上に関する目標

令和8年度において有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は100%を超える予定である。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

①計画の対象となる事業

生鮮食料品卸売業

②実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

(事業の構造の変更)

名古屋青果株式会社が、名古屋西流通センター株式会社の全株式を取得し子会社する。両社のもつ経営資源を相互に活用するとともに、新たな設備投資により卸売市場の活性化、経営の効率化に取り組む。

株式取得

(株式取得会社)

名称：名古屋青果 株式会社

住所：愛知県名古屋市熱田区川並町2-22

代表者の氏名：代表取締役 吉田 真太郎

資本金：4,950万円

(株式被取得会社)

名称：名古屋西流通センター 株式会社

住所：愛知県津島市高台寺町新開1番地

代表者の氏名：代表取締役 日比 一昭

資本金：3億円

株式取得予定日：令和5年3月31日（一部、後年度以降分割取得）

(事業の方式の変更)

名古屋青果株式会社は名古屋西流通センター株式会社をグループ化することにより、名古屋中央市場本場と「名古屋西流通センター」への出荷の合積みなど物流体制の再構築に取り組む。また、「名古屋西流通センター」の冷蔵保管機能を高める施設の増強や一部日配品も含めた物流施設、食品残渣処理施設・食品専用冷凍施設など、当該地域の付加価値流通の高度化・食品流通関連付帯施設等の導入誘致の検討を進める他、「農産セットセンター」の増強を行いながら、加工による付加価値向上、需給調整機能の発揮に取り組む。

なお、当該事業計画による生産性の向上は、当該事業分野における市場構造に照らしても十分に持続可能なものと見込まれる。

また、一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

(2) 事業再編を行う場所の住所

愛知県津島市高台寺町新開1番地

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

該当なし

(4) 事業再編を実施するための措置の内容
別表のとおり

5. 事業再編の開始時期及び終了時期
開始時期：令和5年3月～終了時期：令和9年3月
6. 事業再編に伴う労務に関する事項
事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。
7. 事業再編に係る競争に関する事項
該当なし

別表 事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第1条第1項の要件		
	<p>①株式取得会社 名称：名古屋青果株式会社 住所：愛知県名古屋市熱田区川並町2-22 代表者：代表取締役 吉田 真太郎 資本金：49百万円</p> <p>②株式被取得会社 名称：名古屋西流通センター株式会社 住所：愛知県津島市高台寺町新開1番地 代表者：代表取締役 日比 一昭 資本金：300百万円</p> <p>③取得する株式 名古屋西流通センター株式会社の全株式</p> <p>④派遣する役員の数：2名</p> <p>⑤株式取得期日：令和5年3月31日 (一部、後年度以降分割取得)</p>	<p>法第25条第1項 (株式会社日本政策金融公庫による 低利・長期の資金 の貸付け)</p>
法第2条第5項第2号の要件		
農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化	<p>名古屋青果株式会社がこれまで構築してきた全国の生産者や生産団体とのつながりや物流体制を活かして、集荷力の強化・物流の効率化に取り組むほか、加工・冷蔵・冷凍庫などを増設することで、卸売市場機能を強化し、市場の活性化及び合理化を図る。</p>	